

## V 熊本県生活環境の保全等に関する条例による規制（昭和44年4月1日条例第23号）

### (1) 規制地域

区 域	騒音規制地域の区域の区分	特定建設作業 騒音地域区分
第一種区域	良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域	第1号区域
第二種区域	住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域	
第三種区域	住居の用にあわせて商業・工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域	
第四種区域	主として工業用の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域	第2号区域

※ 県内各市町村における各区域の地域指定状況については p4-18 参照。

### (2) 特定工場等（工場、事業場）及び特定作業場に係る騒音の基準

時間 区域	昼 午前8時から 午後7時まで	朝 午前6時から午前8時まで 夕 午後7時から午後10時まで	夜 午後10時から 翌日の午前6時まで
第一種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第二種区域	60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第三種区域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第四種区域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

(注) 騒音の測定は、工場の敷地境界線において行う。その他測定方法の詳細については、IV(2) 特定工場等（工場、事業場）に係る騒音の基準の（注）2及び3を参照すること。

### (3) 特定建設作業に係る騒音の基準（平成元年5月23日改正、平成元年6月1日施行）

区域 規制種別	第 1 号 区 域	第 2 号 区 域
基 準 値	85 デシベル	
作 業 時 刻	午後7時～午前7時の時間内でないこと	午後10時～午前6時の時間内でないこと
※1日当たりの 作業時間	10時間/日を超えないこと	14時間/日を超えないこと
作 業 期 間	連続6日を超えないこと	
作 業 日	日曜日その他休日でないこと	

(注) 1 騒音の測定は、特定建設作業の場所の敷地境界線において行う。その他測定方法の詳細については、IV(2) 特定工場等（工場、事業場）に係る騒音の基準の（注）2及び3を参照すること。

2 基準値を超えている場合、騒音防止の方法のみならず、1日の作業時間を※欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告又は命令できる。

3 災害等の非常事態の発生のため緊急を要する場合、人命、身体の危険防止の場合などはこの規制が適用されないこともある。

### (4) 拡声機等の規制基準

#### ア 拡声機の使用の制限

学校、病院、図書館、保育所、幼稚園等の周囲 80メートルの区域内においては何人も、商業宣伝を目的として拡声機を使用してはならない。

イ 何人も、商業宣伝を目的として航空機から機外に向けて拡声機を使用してはならない。

ウ 何人も、前2項に規定するもののほか屋外において、又は屋内から屋外に向けて拡声器、蓄音機、ラジオ、テレビジョン、テープレコーダー、楽器その他これらの機器に類する音響機器（以下「音響機器」という。）を使用するときは、次の音響機器の使用時間及び場所並びに音の大きさ等を遵守しなければならない。

① 午後8時から翌日の午前9時までの間は商業宣伝を目的として音響機器を使用しないこと。

② 地上7メートル以上の箇所において音響機器を使用しないこと。

③ 音響機器を地上5m以上の高さに設けるときは俯角を30度から45度までにすること。

- ④ 商業宣伝を目的として、同一場所において音響機器を使用する場合にあつては、音響機器の1回の使用時間は10分以内とし、1回につき10分以上休止すること。
- ⑤ 2個以上の音響機器を50m以内の距離に設け同時に同一の放送をしないこと。
- ⑥ 音響機器等の大きさの基準は次のとおりである。ただし、宣伝放送に係る音の大きさは次の基準に5デシベルを加えた音の大きさとする。

時間 区域	昼 午前8時から 間 午後7時まで	朝 午前6時から午前8時まで 夕 午後7時から午後10時まで	夜 午後10時から 間 翌日の午前6時まで
第一種区域	45 デシベル	40 デシベル	35 デシベル
第二種区域	55 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第三種区域	60 デシベル	55 デシベル	45 デシベル
第四種区域	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル

- (注) 1 騒音の測定は、当該音源（音源が建築物の内部にあるときは、その建築物を音源とみなす）の周辺の建築物で人が現に起居し又は業務を行っている場所において測定する。ただし、移動放送の場合は音源から7m、地上1.2mの位置において測定する。
- 2 騒音の測定方法の詳細は、IV(2) 特定工場等（工場、事業場）に係る騒音の基準の（注）2及び3を参照すること。

(5) 熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定工場及び特定作業において発生する騒音並びに音響機器に係る騒音について規制する地域の指定状況

市町村	規制区域			
	第一種区域	第二種区域	第三種区域	第四種区域
熊本市	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 田園住居地域	1 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域  2 次の区域のうち用途地域以外の地域 画図町重富、画図町所島、画図町下無田、城山半田一丁目～三丁目、城山薬師一丁目、城山薬師二丁目、小島二丁目、小島三丁目、小島五丁目、小島上町、中原町、中島町  3 第一種区域と第三種区域が隣接している地域については、その境界から第三種区域側の幅50メートルの区域  4 風致地区(第一種区域の地域を除く。)	1 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域(いずれも、第二種区域の地域を除き、準工業地域については臨港地区を除く。)  2 用途地域以外の地域(第二種区域の地域を除く。)  3 第二種区域と第四種区域又は第一種区域と第四種区域が隣接している地域については、その境界から第四種区域側の幅50メートルの区域	1 工業地域及び工業専用地域(いずれも、第三種区域の地域を除く。)  2 臨港地区
八代市	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 田園住居地域	1 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域  2 風致地区  3 工業地域のうち十条町4番、福正元町11番、福正元町12番及び福正元町13番の区域	1 近隣商業地域 商業地域 準工業地域(臨港地区を除く。)  2 用途地域以外の地域(臨港地区及び風致地区を除く。)  3 第二種区域と第四種区域が隣接する地域については、その境界から第四種区域側の幅50mの区域	1 工業地域 工業専用地域 (いずれも、臨港地区及び第三種区域の地域を除く。工業地域においては、第二種区域の地域を除く。)  2 建馬町一番のうち臨港地区の区域
荒尾市	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 田園住居地域	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	1 近隣商業地域 商業地域 準工業地域  2 用途地域以外の地域  3 増永地番及び一部地番のうち工業地域の区域	工業地域(第三種区域の地域を除く。) 工業専用地域
水俣市	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 田園住居地域	1 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域  2 白浜町一番のうち準工業地域の区域  3 長野町及び古城3丁目のうち準工業地域の区域  4 用途地域以外の地域	1 近隣商業地域 商業地域 準工業地域(第二種区域の地域を除く。)  2 第一種住居地域と工業地域が隣接している地域については、その境界から工業地域側の幅50メートルの区域(5の工業地域を除く。)  3 第一種住居地域と工業専用地域が隣接している地域については、その境界から工業専用地域側の幅50メートルの区域  4 第一種中高層住居専用地域と工業専用地域が隣接している地域については、その境界から工業専用地域側の幅50メートルの区域  5 塩浜町9番、10番、11番及び12番のうち工業地域の区域	工業地域 工業専用地域 (いずれも、第三種区域の地域を除く。)
山鹿市	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	1 近隣商業地域 商業地域 準工業地域  2 用途地域以外の地域(第四種区域の地域を除く。)	1 工業地域 工業専用地域  2 用途地域以外の地域のうち、山鹿東部工業団地、堂原工業団地、若宮原工業団地、高橋工業団地、駄の原工業団地及び吉井工業団地の区域

市町村	規制区域			
	第一種区域	第二種区域	第三種区域	第四種区域
菊池市	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 田園住居地域	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	1 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 2 用途地域以外の地域(第四種区域の地域を除く。)	1 工業地域 工業専用地域 2 用途地域以外の地域のうち菊池工業団地、森北工業団地、林原工業団地、蘇崎工業団地、川辺工業団地、住吉工業団地、田島工業団地及び永工業団地の区域
宇土市	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 田園住居地域	1 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 2 用途地域以外の地域のうち新開町1212番地1、1213番地1、1145番地の区域	1 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 2 用途地域以外の地域(第二種区域及び第四種区域の地域を除く。)	1 工業地域 工業専用地域 2 用途地域以外の地域のうち緑川工業団地及び花園地区工業団地の区域
天草市	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 田園住居地域	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	1 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 2 用途地域以外の地域	工業地域 工業専用地域
苓北町	—	—	苓北町の区域の全域(第四種区域の地域を除く。)	内田工業団地及び九州電力(株)苓北発電所の区域
上記以外の市町村	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 田園住居地域	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	1 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 2 用途地域以外の地域	工業地域 工業専用地域

備考

- 1 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の用途地域をいう。
- 2 用途地域以外の地域とは、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域が定められていない地域をいう。
- 3 風致地区とは都市計画法第8条第1項第7号の区域をいう。
- 4 熊本市及び八代市以外の市町村の区域のうち、都市計画法第8条第1項第9号の臨港地区は、規制区域から除く。
- 5 無人島は、規制区域から除く。
- 6 この告示の施行により、または用途地域が新たに定まったことにより、もしくは用途地域が変更されたことにより、適用される規制区域が変更される特定工場等（規制区域の変更の時に当該規制区域が適用される地域内に既にその敷地を有しているものに限る）のうち、より厳しい基準が適用される場合においては、当該規制地域の変更の日から3年間（条例における特定工場は1年間）は、当該変更がなかったものとみなして従前の規制区域の基準を適用する。
- 7 山鹿市、菊池市及び宇土市の第四種区域の欄の工業団地のうち、山鹿市に在る山鹿東部工業団地、堂原工業団地、若宮原工業団地、高橋工業団地、駄の原工業団地、及び美吉居工業団地、菊池市にある菊池工業団地、森北工業団地、林原工業団地、蘇崎工業団地、川辺工業団地、住吉工業団地及び永工業団地並びに宇土市に在る花園地区工業団地は、農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）第5条第3項第1号に規定する工業等導入地区の区域である。
- 8 菊池市の第四種区域の欄の田島工業団地は、菊池市泗水町に所在する区域である。
- 9 宇土市の第四種区域の欄の緑川工業団地は、宇土市新開町に所在する区域である。
- 10 苓北町の第四種区域の欄の内田工業団地は、苓北町内田字中村174番地1、174番地3、174番地4、174番地6及び190番地10並びに苓北町内田字ノ下193番地1に所在する工業団地である。九州電力(株)苓北発電所は、苓北町年柄字苓陽1091番地、1091番地3、1091番地4及び1091番地6に所在する発電所である。

(6) 騒音規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する区域の区分

第1号区域	(5)の区分(条例に基づく特定工場に係る規制地域)が第一種区域、第二種区域及び第三種区域の地域
第2号区域	(5)の区分(条例に基づく特定工場に係る規制地域)が第四種区域の地域

## (7) 熊本県生活環境の保全等に関する条例に係る特定施設、特定建設作業及び特定作業

## ア 騒音に係る特定施設（条例施行規則別表 11）

特 定 施 設	公 称 能 力 等
1 石 材 切 断 機	
2 セメント製品成型機	建設用資材製造機械に限る。
3 木 材 加 工 機 械	
イ 帯 の こ 盤	製材用のものにあつては、原動機の定格出力が 0.75kW 以上 15kW 未満のもの、木工用のものにあつては、原動機の定格出力が 0.75kW 以上 2.25kW 未満のものに限る。
ロ 丸 の こ 盤	同上
ハ かん な 盤	原動機の定格出力が 0.75kW 以上 2.25kW 未満のものに限る。
4 鋳 型 造 型 機	ジョルト式を除く。
5 圧 縮 機	空気圧縮機については、原動機の定格出力が 2.25kW 以上 7.5kW 未満のもの、空気圧縮機以外の圧縮機*については、原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。
6 送 風 機	原動機の定格出力が 2.25kW 以上 7.5kW 未満のものに限る。
7 クーリングタワー	原動機の定格出力が 1.5kW 以上のものに限る。
8 バ ー ナ ー	燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当り 20L 以上のものに限る。
9 脱 水 機	原動機の定格出力が 1.5kW 以上のものに限る。
10 段ボール製造機械	

\*：空気以外の気体の圧縮機

## イ 特定建設作業（条例施行規則別表 13）

特 定 建 設 作 業	内 容
1 コンクリートカッターを使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る二地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。
2 パワーショベル、バックホウその他これに類する掘さく機械を使用する作業	騒音規制法施行令別表第 2 第 6 号から第 8 号を除く。
3 鋼球を使用する作業	

## ウ 特定作業（条例施行規則別表 15）

特 定 作 業	内 容
板 金 作 業	厚さ 0.5 mm 以上の材料を用いて行う作業に限る。
製 か ん 作 業	〃
鉄骨又は橋りょうの組立て作業	建設又は建築の現場作業を除く。
グラインダーによる金属の研磨作業	〃
高速切断機（研削砥石を使用するもの）による金属の切断作業	〃
チェーンソーによる木材の切断作業	原木の伐採作業を除く。